

令和3年度 八尾市教育委員会スクールソーシャルワーカー募集案内

八尾市教育委員会

八尾市立学校等で活動するスクールソーシャルワーカーを募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者（令和3年3月末までの取得見込みを含む）
- (2) スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、識見を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和26年法律第261号)第16条のいずれにも該当しない者

2 職務内容

八尾市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）が指定する配置校及びその他教育委員会が指定する場所において以下の活動をします。

- (1) 学校及び関係機関等とのコーディネート
- (2) 教職員研修等での講義及び模擬ケース会議等の実施
- (3) 校内等で実施するケース会議等における福祉的視点からのアセスメントとプランニング
- (4) スクールカウンセラー等との連携
- (5) その他、教育委員会が必要と認めるもの

上記記載の配置校等での活動のほか、情報共有や研修等を行うための会議出席があります（八尾市教育センターで年間6回程度）。

3 募集予定者数

1～2名

4 活動期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 活動場所

- (1) 八尾市立学校
- (2) その他、教育委員会が指定する場所

6 条件

- (1) 活動回数・時間

週1回～4回程度（年間40回～160回程度） 1回につき6時間勤務

- (2) 報償

1回22,200円（1時間あたり3,700円）＜令和2年度実績・交通費含む＞

令和3年度の報償等については八尾市の定めるところにより変更する場合があります。

7 応募の手続

下記の提出書類を八尾市教育センターへ郵送または持参により提出してください。

（令和3年2月12日（金）17時必着）

【提出書類】

- (1) 令和3年度八尾市教育委員会スクールソーシャルワーカー応募用紙
（八尾市ホームページから（URL <https://www.city.yao.osaka.jp/>）ダウンロードできます。）
- (2) 返信用封筒（採用決定通知送付のため）
（長形3号封筒（12cm×23.5cm）に84円切手を貼り、住所、名前を明記したもの）
- (3) 社会福祉士または精神保健福祉士の登録証（両方の資格を取得している方は両方の登録証）の写し。
※ 令和3年3月末までに取得見込みの方は取得後、活動開始日までに速やかに登録証の写しを提出してください。

8 選考方法

書類選考と面接選考（15分程度）を行います。面接選考については書類が到着次第、八尾市教育センターより日時等を電話連絡します（日時は応相談）。

9 選考結果の通知

令和3年3月12日（金）までに、受験者全員に対し選考結果を通知します。

10 注意事項

- (1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は、すべて無効となります。また、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 提出書類等については、返却いたしません。

《問合せ先》

〒581-0856 八尾市水越二丁目117番地

八尾市教育委員会事務局 学校教育部 八尾市教育センター

電話番号 072-941-3365（直通）担当：中尾・加藤・奥保

参考

地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人※
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

八尾市教育センター 位置図

〒581-0856 八尾市水越二丁目117番地

電車：近鉄信貴線 服部川駅下車、北西へ1.4km

バス：近鉄大阪線河内山本駅から東花園駅前行き近鉄バス乗車 太田川バス停下車、南東へ400m

